

インドに続きクウェートでも船舶での使い捨てプラスチック製品使用禁止へ

こちらは、英文記事「[Kuwait joins India in ban on single-use plastic onboard ships](#)」（2019年12月5日付）の2020年1月22日付更新版の和訳です。

クウェート領海を航行する外国籍船舶は、使い捨てプラスチック製品を倉庫に格納しておく必要があります、そして、それらプラスチック製品をクウェートの港湾引き受け施設に陸揚げすることも禁止しています。



11月28日、クウェートの通信省は [Circular No. 08/2019](#) を発行し、クウェートの港またはクウェート領海でのクウェート籍船舶と外国籍船舶による特定の使い捨てプラスチック製品の使用を禁止する政策を発表しました。禁止製品は、以下のとおり即時禁止される製品と2020年1月1日から禁止される製品の2つに分類されています。

即時禁止される製品：

- カトラリー（ナイフ、フォーク、スプーンなど）、皿、カップ
- 10リットル以下の水およびその他飲料の容器
- ごみ袋、レジ袋
- 容量10リットル未満の洗浄液のディスペンサー容器

2020年1月1日から禁止される製品：

- 袋、トレイ、容器、食品包装フィルム
- ミルクボトル、フリーザーバッグ、シャンプーボトル、アイスクリーム容器
- 水およびその他飲料の容器、洗浄液のディスペンサー容器、ビスケットのトレイ
- ホットドリンク用カップ、食品の断熱包装材、壊れやすい物用の保護包装材
- 電子レンジ用食器類、アイスクリームのタブ型容器、ポテトチップスの袋、ボトルキャップ

新しい規則では、クウェート籍船舶が上記の物品を船内に保持することを一切禁止しています。外国籍船舶は、クウェート領海を航行中に限り、上記の物品の使用が禁止されており、クウェートの港に停泊中あるいはクウェート領海を航行する際は、すべての使い捨てプラスチック製品を倉庫に格納しておく必要があります。

法令遵守の徹底

ポートステートコントロール時に法令を遵守していることを文書で証明できるように、クウェートの港に入港予定の外国籍船舶は、以下について航海日誌に明記することが求められます。

- 船内の利用可能な使い捨てプラスチック製品
- クウェート領海を航行中に上記プラスチック製品を格納しておく場所
- クウェート領海に入る前に上記プラスチック製品をいつ倉庫に格納したか（時刻、緯度、経度）。

ただし、クウェート政府は、施行される使い捨てプラスチック製品の使用禁止令を基に外国籍船舶が拘留されることはないとしています。なお、クウェートでは、使い捨てのプラスチック製品を港湾引き受け施設に排出することも禁止されます。したがって、クウェートの港に頻繁に寄港する船舶は、他の場所で使い捨てプラスチック製品を排出できるよう、適宜、ごみの管理計画を調整する必要があるかもしれません。なお、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）附属書 V では、すべての海域において、船舶の通常運用から生じるあらゆるプラスチック廃棄物の排出が厳しく禁止されています。

インドでの使い捨てプラスチック製品の使用禁止に関する最新情報を掲載した、2020年1月13日付 Gard Alert 「[インドの使い捨てプラスチック製品使用禁止に関する新たな実施計画](#)」をご参照ください。

使い捨てプラスチックの使用を回避する

たとえ海洋業界がプラスチックごみの主な排出元でなくとも、海洋での活動や港から排出されるプラスチックごみが相対的に増加しないように、他の業界と足並みを揃えて取り組みを行わなければなりません。

[国際海事機関（IMO）が採用する指針\[英文\]](#)では、「すべての船主と運航者が、ごみになる可能性のある物を船舶に持ち込むことを最小限に抑えること」を推奨しています。具体的には、ごみを生じさせないという観点から、船主と運航者が、可能であれば船舶の消耗品供給業者と一緒に、調達する製品を検討することを推奨しています。選択肢としては以下があります。

- (容器開封後の) 適切な保存可能期間などの要素を考慮の上、(外箱を省略した) バルク包装の消耗品を使用し、消耗品から生じるごみを増やさないようにする。
- 再利用やリサイクル可能な包装や容器の消耗品を利用する。
- 使い捨てのカップや調理器具、食器、タオル・布きれなどはなるべく使用しない。
- 再利用あるいはリサイクル可能なプラスチックを除き、プラスチック梱包された消耗品を使用しない。

海のプラスチックごみの問題は世界全体の問題であり、今も悪化を続けています。状況を変えるには、陸上・海上を問わず、あらゆる場所のすべての人が行動を起こす必要があります。詳しい情報は、Gard の記事「[海に投棄されたプラスチックごみ - 誰もが気にしなければいけない理由](#)」および「[海洋汚染防止条約 \(MARPOL 条約\) 附属書 V - 船舶からのプラスチックとゴミ排出を禁止する国際条約](#)」でもお読みいただけます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。